

「(仮称)静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」骨子案に係るパブリックコメント

No.	意見等内容			静岡市の対応	
	年齢	意見タイトル	意見内容		
1	60代	保全区域の沢の水の保全	保全区域で禁止する事項の中に、沢の水を減らす行為や汚染する行為を明記してほしい。静岡県知事がリニア工事着工の容認を表明したが、リニア工事で南アルプスの水位が300m下がるとも言われている。JRIにそのようなことを許さないように、水の保全を明記して、万一水が枯渇した場合に補償させるように制度を整えておいてほしい。	修正等なし	沢の水の保全は、ヤマトイワナの生息環境を維持する上で重要であると認識しています。 本条例は、ヤマトイワナの捕獲や保全区域への立入り等を規制することにより、個体及び生息環境の保全を図ることを目的とするものです。 JR東海のリニア建設工事による生態系への影響については、これまで静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会で科学的根拠に基づき議論しており、今後は、静岡市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価審査会に中央新幹線部会を設置し、リニア建設工事による生態系への影響を監視してまいります。
2	40代	ヤマトイワナの保全策につきまして	生息域が減少しているので、立ち入り禁止にするというのは、保全策としては理解できます。しかし、ユネスコエコパークの理念としては、人と自然との共生があるはずで、立ち入り禁止にしては、魚をみることもできません。市民の興味も削がれてしまうように思います。大井川の東側、山梨県南アルプス市と早川漁協では、釣っても逃がすキャッチ＆リリースを前提として、富士川水系早川上流(通称 野呂川)で、釣りを楽しむことができます(添付のPNGファイル参照)。今のところ、個体数減少の傾向はみられず、持続可能な遊漁策であるといえます。大井川でも、キャッチ＆リリース規制で、静岡市や近隣に住む方々が、ヤマトイワナ釣りを楽しめるようにお願いいたします。	修正等なし	ユネスコエコパークの理念は自然との共生(自然の保全と利活用)です。しかし、本市の調査では(交雑していない)ヤマトイワナの生息域は大井川上流域でも限られた地域であることがわかっており、保全区域内での放流の禁止やそれに対する罰則等、厳しい規制を行わなければ、今後ニッコウイワナとの交雑等によって更に生息域を減らしてしまうと考えています。自然と共生するうえで、ヤマトイワナを保全することは喫緊の課題です。そのため、立入り、捕獲、殺傷、譲渡・譲り受けを制限することが必要と考えます。交雑が生じた場合、交雑が生じる前の状態に戻すことは不可能であり、違反による影響は事後的な正ができません。このため、保全区域の立入りを原則禁止とすることで、捕獲等の機会を抑止し、ヤマトイワナを保全したいと考えています。 なお、早川漁協様の釣りに係る取組につきましては、本市も承知しており、ヤマトイワナを保全するうえでのメリットやデメリットの情報共有や協議を行っており、立入禁止等の参考にしています。

3	50代	沢登りへの配慮を求めます	沢沿いに歩くこと(沢登り)は、登山道がない時代に山岳地を挟んだ集落と集落とを結ぶ交通手段でした。間ノ岳の南西に井川越という地名がありますが、これは東俣が井川地区と信州とを結ぶ街道だった名残りですし、三伏峠もかつては西俣を経て井川と信州とを結ぶ街道の峠であり、江戸時代に信州の業者が井川地区に伐採に来ていたことも史実としてあります。こうしたことから、ヤマトイワナの保全はするべきですが、釣りを目的としない沢登り目的の登山者の立ち入りまでも一律に規制するのは反対です。最低でも、釣り道具など魚を捕る道具を持参しないことを条件に、沢登りの登山者の立ち入りを認めてもらいたいです。	修正等なし	貴重なご意見ありがとうございます。 保全区域内への立入禁止については、保全区域のヤマトイワナ及びその環境(産卵床等)を守る観点からも必要な措置と考えています。また、ニッコウイワナ等との交雑が生じた場合、交雑が生じる前の状態に戻すことは不可能であり、違反による影響は事後的な是正ができません。このため、保全区域の立入りを原則禁止とすることで、捕獲等の機会を抑止し、ヤマトイワナを保全したいと考えています。
4	50代	反対です。	リニア工事こそがヤマトイワナを絶滅させる最大の危機を生じさせる。これから目を逸らさせるために釣りを禁止して、工事後になくなってしまったことを封印するのが最大の目的でしょう。本当にヤマトイワナのことを考えるのであれば、リニア工事をやめさせるべき。また、立ち入り禁止は行き過ぎだし、釣り禁止も行き過ぎ。これまで多くの釣り人が立ち入っても絶滅していないのなら、そもそも立法事実もない。	修正等なし	JR東海のリニア建設工事による生態系への影響については、これまで静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会で科学的根拠に基づき議論しており、今後は、静岡市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価審査会に中央新幹線部会を設置し、リニア建設工事による生態系への影響を監視してまいります。 なお、立入禁止の妥当性につきましては引き続き検討させていただきます。
5	30代	井川漁協共同組合との連携	葵区井川にある井川漁協共同組合に、あまごの里という飼育・販売施設があります。そこに協同を持ちかけ、種の保存法・販売することでヤマトイワナの知名度を上げる取り組みをしてみても如何でしょうか	参考意見	ヤマトイワナを市民共有の貴重な財産として多くの市民に知っていただくための啓発は重要と考えています。ヤマトイワナの知名度を上げる取組を市の責務に規定するとともに、社会の協働で取り組んでいきたいと考えています。
6	40代	リニア中央新幹線工事に伴う影響評価との矛盾	ヤマトイワナを保全するという条例の制定趣旨に全面的に賛成します。一方で、本条例において保全区域に指定されるべき大井川上流域では、先般静岡県によって着工が容認されたリニア中央新幹線工事により、「トンネル湧水に伴う地下水位低下、それによる表流水への影響が生じることは確実である」とされています(静岡市・2024年5月23日「岐阜県における水問題とリニア中央新幹線静岡工区における水問題の関係について」28頁)。また、前掲書によると、「影響の回避・低減措置を施工前・施工後にできる限り行い続ける」「それでも影響は回避できず、何らかの影響が生じる」「影響の代償措置を適切に行う」(同書30頁)としています。本条例が、トンネル工事により地下水位低下および表流水への影響が生じ、代償措置を容認することを前提とするものであれば、本条例の趣旨にそぐうものではなく、御庁に立場として矛盾するものになると考えます。本条例を制定するのであれば、影響の回避・低減措置とは、まずは、地下水位低下および表流水への影響が生じない方法、すなわち、リニアルートの変更等を指すのであって、地下水位低下および表流水への影響が生じうることを前提とした順応的管理など、いかなる管理であっても回避・低減措置とはいえないと考えます。冒頭のとおり、ヤマトイワナを保全するという本条例の制定趣旨には全面的に賛成しますので、当該制定趣旨を貫徹するため、その前提として、リニア中央新幹線工事に伴う影響評価との矛盾を解消することが必要と考えます。御庁におかれましては、御庁単独での解決が難しいというのであれば、国、静岡県、JR東海へ働きかけて、本条例の趣旨を実現するような動きをしていただきたいです。	参考意見	JR東海のリニア建設工事による生態系への影響については、これまで静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会で科学的根拠に基づき議論しており、今後は、静岡市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価審査会に中央新幹線部会を設置し、リニア工事による生態系への影響を監視してまいります。

7	70代～	条例化に賛成しますが、懸念もあるので明らかにしてください。	交雑していないヤマトイワナの保全のための条例制定に賛成します。 南アルプスエコパーク、大井川上流域の自然環境の保全にもつなげてほしいと思います。 自然・生育環境を損なって、他に移し替えるなどの代償措置がヤマトイワナにとって(他の生息生物にも)いいわけではないとも考えます。 また、静岡県中央新幹線(リニア)環境保全連絡会議生物多様性部会専門部会などで出された以下のような内容については、条例にも関わることで、必ず念頭においておくようお願いいたします。 そして注視するだけでなく、条例化を阻害しかねないこととして、必要な意見の発出をお願いします。 静岡県の第19回生物多様性専門部会資料・資料1ー1「沢の上流域の水生生物等の生息状況の調査や、その結果を踏まえた重要種の確定と指標種の選定について」(2026年1月JR東海)の中で、「3. 今後の沢の上流域の調査について」の部分について。①「今回、流量減少が予測される沢における、これまで実施した捕獲等調査の結果のうち、当該沢で確認された種の中から、表9～表16のとおり重要種を確定し、表18～表49のとおり指標種の選定を行いました。」「確定、選定した結果は、今後のモニタリング等に活用します」の中で、「希少種保護の観点から、希少種の生息・生育箇所に関わる情報等は非公開」とされた内容について、公表させて検討課題とすること。あくまで「非公開」とされた場合は、静岡市にだけでも条例化の参考として明らかにしてもらうこと。②「今後のモニタリング対象については、沢の流量減少による影響を受ける可能性のある種を基本とします。調査では、重要種、指標種に加え、その他の種も含めて確認された種を記録します。」「について、静岡市も共有し、市民に公表すること。③ 同様に「今回重要種は確定しましたが、以下に記載する各調査において新たに確認された種があった場合等、調査結果を更新するとともに、その結果に応じて重要種を更新し、沢の流量減少による影響を受ける可能性の有無を整理します。その際は、調査を実施した時点における最新のレッドリスト等を参照します。(一部略)」「(1)重要種の更新のための沢の上流域調査・魚類について、2026年度に、おいてヤマトイワナの捕獲調査、捕獲した個体の鰭サンプルを用いたDNA分析及び環境DNA分析を実施します。(略)(2)ヤマトイワナの保全に向けた生息範囲の確認調査・流量減少が予測される沢のうち、これまでの調査で沢の下流域にヤマトイワナが生息している(黒塗り)については、ヤマトイワナの保全に向けた生息範囲を確認するため、2026年度に、沢の下流域～上流域にかけてヤマトイワナの捕獲調査、捕獲した個体の鰭サンプルを用いたDNA分析を行います。・今後、沢の流量減少の予測の見直しを行い、流量減少が予測される沢の追加があった場合、ヤマトイワナが生息している沢については、同様の調査を行います。・なお、上記の調査の対象箇所や方法のほか、ヤマトイワナの保全や代償措置に向けた調査の具体的内容、調査の時期については、専門部会委員にご助言をいただきながら検討してまいります。」の調査内容を共有し、必要な検討と市民への公表を行うこと。 また、「第19回生物多様性専門部会資料 資料1ー2「沢の上流域の水生生物等の生息状況の調査や、その結果を踏まえた重要種の確定と指標種の選定について【資料編】」1. 沢の上流域調査の調査結果(環境DNA分析)について」のところで、「2025年度秋季に実施した、流量減少が予測される7沢の上流域調査および合わせて実施した沢の下流域調査のうち、環境DNA分析による調査結果を以下に示します。(1)魚類の環境DNA分析(網羅的解析法)・環境DNA分析により検出された種の一覧を表1に示します。(一部略)表1 環境DNA分析による魚類確認種一覧(網羅的解析法) 2. これまでの沢の水生生物等の捕獲等調査で確認された種のまとめについて・流量減少の予測される8沢における、これまで実施した沢の水生生物等の捕獲等調査の詳細について、以下に示します。(1)魚類の捕獲等調査結果・2021～2025年度の捕獲等調査の結果、環境DNA分析の結果、ヤマトイワナの生息状況を表5に示します。表5 魚類のこれまでの捕獲等調査の結果およびヤマトイワナの生息状況」の中で、「非公開」とされていた部分などを公表させて検討課題とすること。あくまで「非公開」とされた場合は、静岡市にだけでも条例化の参考として明らかにしてもらうこと。	参考意見	JR東海とは引き続き連絡調整を行い、条例の運用によってヤマトイワナの個体および生息域が守られるよう関係機関や団体と協働してまいります。
---	------	-------------------------------	--	------	---

8	50代	本条例は実効性に乏しく無意味かつ国民が自然と触れあう機会を奪うもの(条例制定反対)	JRが主張するリニア工事での湧水提言措置はいずれも具体性・実現性に乏しいほか、これが仮に実現したとしても、榎島以北は水が抜けきって完全に沢枯れとなるので、いずれ西俣・東俣のヤマトイワナは必ず絶滅する。必ず絶滅する生物のための保全の必要などなく、条例の趣旨が不明確である。また、条例は沢旅・登山をする人が自然と触れあう機会まで奪うもの。	修正等なし	本条例は、交雑していないヤマトイワナの個体群を将来にわたり保全するため、保全区域における捕獲や立入り等について必要な規制を設けるものです。また、ニッコウイワナ等との交雑が生じた場合、交雑が生じる前の状態に戻すことは不可能であり、違反による影響は事後的な是正ができません。このため、保全区域の立入りを原則禁止とすることで、捕獲等の機会を抑止し、ヤマトイワナを保全したいと考えています。
9	40代	ヤマトイワナの生息を守ることは、南アルプスユネスコエコパークの環境保護の法律に準じて、必要な条例です。生態系の崩れないように、厳格に自然を保護してほしい。	この条例に対して、全面的に賛成です。条例の概要で、無許可での立ち入り、侵入等を防ぐために保護範囲を広めにして、金網や柵やロープ等で厳重に侵入不可能な状態にしたり、監視カメラやトレイルカメラを自動車の侵入可能な道、林道、不法侵入できる道に、全般的に配備して、24時間監視してほしい。特に自動車での侵入による、産業廃棄物や土砂の不法投棄は大きな影響を及ぼすため、もし発見されたら、即座にこの区域を侵入禁止にすべき。 許可を受けない立ち入りに関しての罰金の範囲を、不法投棄の下見の可能性があるので、50万円以下に拡大してほしい(国立公園または国定公園への立ち入りが50万円以下の罰金のため)。立ち入りの許可を出す場合も、「この地図の範囲を、○日の○時○分から～○日の○時○分までを許可」という風に、詳細で出して、許可範囲外への立ち入りを厳しく制限してほしい。このような自然環境の保護の条例は、住民への信頼と安心へとつながり、将来への静岡市の子孫への水資源の保全ができるので、生活が安心できる。長い目でみれば大きな利益になると思う。	条例反映を検討	保全区域に関しては、(交雑していない)ヤマトイワナの生息域を本市のDNA調査の結果から指定し、区域内での行為を規制することでヤマトイワナの保全を実効性のある確実なものにしていきたいと考えています。 保全区域での監視に関しては、効果が期待できる方法を社会との協働で実施したいと考えています。また、違反者に対して秩序罰として、地方自治法で最も厳しい過料を科したいと考えています。立入の禁止については、ニッコウイワナ等との交雑が生じた場合、交雑が生じる前の状態に戻すことは不可能であり、違反による影響は事後的な是正ができません。このため、保全区域の立入りを原則禁止とすることで、捕獲等の機会を抑止し、ヤマトイワナを保全したいと考えています。
10	60代		調査等の内容については地域(井川漁協)に報告し地域の人に結果周知していただきたい。	参考意見	地域の方々との協働は重要なものと認識しています。引き続き条例やそれに付随する調査の内容等について周知をしていきます。
11	50代	役所の方々とともに交流しましょう。	禁漁区に設定されている所なら問題ないんじゃないか。	参考意見	漁協法との関係では、現在静岡県の担当部局と随時情報共有を行っています。引き続き連携したうえで、ヤマトイワナの保全に努めていきます。
12	70代～	行為の制限	以前ヤマトイワナの生息調査を県から依頼されていると言い保全区域内に入渓している人物を複数人見ました。調査と言いながら釣竿を物っていました。生息調査なら水中カメラで十分です。(たぶん密漁です。)許可を出す側は調査報告書を県市と漁協に提出厳守させること！	参考意見	ヤマトイワナの生息域・個体は極めて局所的かつ貴重なものであるため、原則保全区域は立入禁止とし、捕獲についても厳格な審査の上、許可申請を行ってまいります。また、静岡県や地域漁協の皆様とは引き続き協働してまいります。

12 人

12 件